

坂城都市計画道路及び用途地域の見直し（案）

令和8年5月

◆ 1. 都市計画道路とは

都市計画道路は、都市計画法に基づき都市計画決定を経て整備を行う道路です。自動車や歩行者の交通機能だけでなく、防災機能の強化、道路空間を利用するライフラインの確保などの役割も期待されています。



都市計画道路は、今ある道路（※現道と呼びます）の上に計画されているものと、道路が存在しないところに計画されているものがあります。

なお、現道上に計画されている都市計画道路が廃止となった場合でも、現道は今までどおり通行可能で、維持・管理も継続して行われます。

◆ 2. 都市計画道路による建築制限

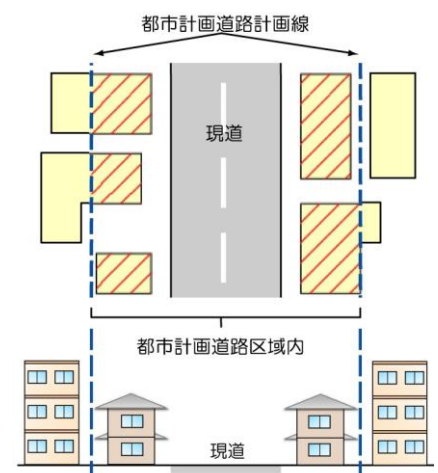
都市計画道路には整備によるメリットがある一方、将来の円滑な施行のために区域内に住む方々や地権者には建築制限※が掛かっています。

※ 建築制限（都市計画法第 53 条、第 54 条）について

都市計画道路を含む都市計画施設の区域内において、建築行為をする際、下記 3 つの条件を全て満たした場合に、建築が許可されます。

《建築できる条件》

- ① 2階以下で、地下は不可。
- ② 木造、鉄骨造、コンクリートブロック造など
- ③ 容易に移転し、又は除去できるもの



実際に事業が開始された際に敷地の状況によっては、道路予定地から立ち退くことを求められる場合がありますが、金銭的な補償がされます。

◆ 3. 坂城町の都市計画道路の状況

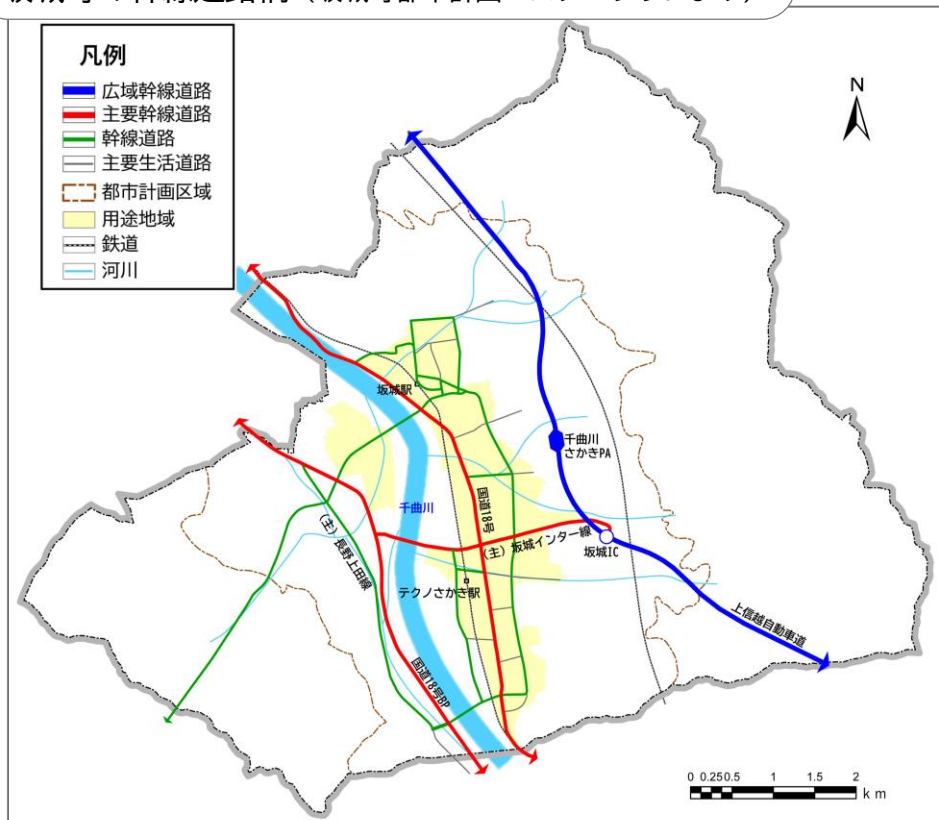
- 坂城町には、13路線（約29km）が都市計画道路に決定されていますが、そのうち整備済みの区間は約30%（令和8年3月末現在）です。
- 坂城町の都市計画道路の多くは、昭和52年に計画されており、以降、上信越自動車道の開通に合わせたICアクセス路線である都市計画道路 坂都5号線の整備や、町の骨格を成す産業道路（都市計画道路 坂都1号線）や都市計画道路 上田篠ノ井線など、順次整備を進めてきましたが、計画決定から50年近くを経て、未整備区間が多く残っています。

◆ 4. 都市計画道路見直しの目的

～坂城町における幹線道路網の再構築を目指して～

- 坂城町都市計画マスタープランにおける幹線道路を中心とした都市計画道路網の構築を図る。
- 有効性の低い路線・区間への都市計画制限を掛け続けることは望ましくないため、適切に都市計画道路の廃止を検討する。
- 国道18号バイパスと（主）坂城インター線の整備を見据え、交通の利便性向上による地域の活性化を図るため、都市計画道路や幹線道路に接続する町道を中心に道路改良整備を推進し、町内環状道路網の完成を目指し、生活道路などの現道においては計画的な修繕・長寿命化を進め、適切な維持管理を図る。

坂城町の幹線道路網（坂城町都市計画マスタープランより）



◆ 5. 未整備都市計画道路の見直し方法

① 見直し対象路線・区間の設定

見直し対象路線は、主として国が管理・整備行う国道18号（3・5・7 坂都7号線、3・3・13 上田篠ノ井線）と整備済・事業中を除く **未整備路線を見直し対象** としました。

② 見直し評価指標による道路機能の整理

有効性・代替性・実現性の観点から指標を設定し道路機能を整理しました。

有効性	期待される効果・機能は何か。
代替性	現道を活用できるか。近隣の道路で代替できるか。
実現性	事業上の課題の有無。

③ 見直し評価指標による評価・検証

「道路機能の整理」をもとに以下の3つに分類した見直し原案を作成し、検証を経て未整備都市計画道路見直し（案）を作成しました。

存続候補	現道の活用や代替路などが存在せず、実現性に問題がない区間
変更候補	現道の活用や代替路などが存在する区間
廃止候補	有効性が低く、実現性に問題がある区間

◆ 6. 都市計画道路の変更案

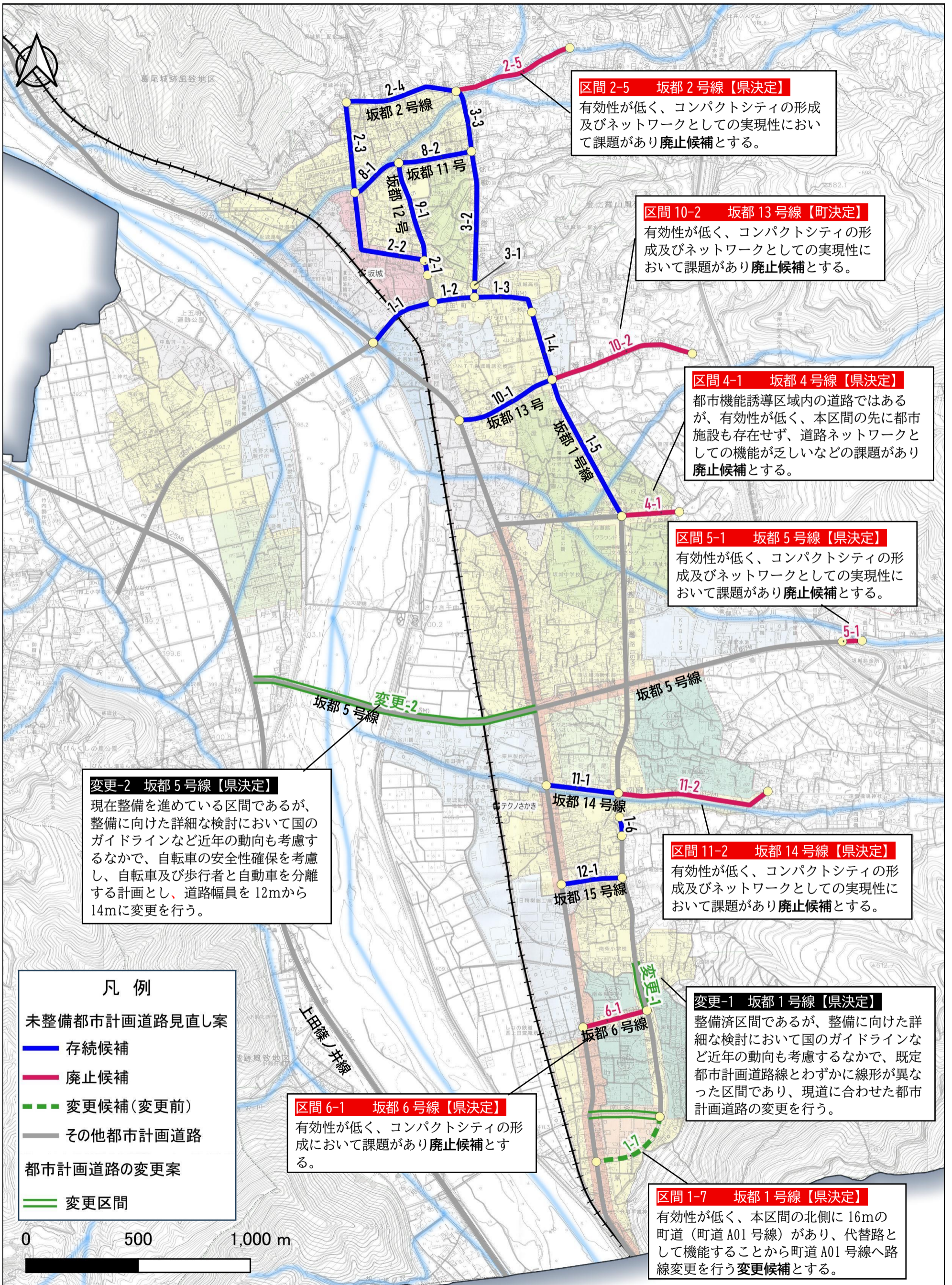
前節のとおり、未整備都市計画道路見直し検討では、整備済区間及び事業中区間を除く未整備路線（概成済含む）を見直し対象としています。

今回の検討で対象外とした整備済区間及び事業中区間のなかには、整備に向けた詳細な検討において、国のガイドラインなど近年の動向も考慮するなかで、わずかに都市計画決定時の線形と異なり整備された区間や道路幅員の見直しを行い整備を進める区間が存在しています。

そのような区間については、現在の都市計画道路での線形で前述の建築規制を掛け続けることは望ましくありません。

そのため、未整備都市計画道路見直し案に加え、「3・4・1 坂都1号線のうち、既に整備が完了している一部区間の変更」と、「現在整備を進めている3・4・5 坂都5号線の一部区間についても都市計画道路の変更」を行っていくことが必要であると考えています。

◆ 7. 都市計画道路見直し変更（案）【未整備都市計画道路見直し案と都市計画道路の変更案】



区間 2-5 坂都 2号線【県決定】
 有効性が低く、コンパクトシティの形成及びネットワークとしての実現性において課題があり廃止候補とする。

区間 10-2 坂都 13号線【町決定】
 有効性が低く、コンパクトシティの形成及びネットワークとしての実現性において課題があり廃止候補とする。

区間 4-1 坂都 4号線【県決定】
 都市機能誘導区域内の道路ではあるが、有効性が低く、本区間の先に都市施設も存在せず、道路ネットワークとしての機能が乏しいなどの課題があり廃止候補とする。

区間 5-1 坂都 5号線【県決定】
 有効性が低く、コンパクトシティの形成及びネットワークとしての実現性において課題があり廃止候補とする。

変更-2 坂都 5号線【県決定】
 現在整備を進めている区間であるが、整備に向けた詳細な検討において国のガイドラインなど近年の動向も考慮するなかで、自転車の安全性確保を考慮し、自転車及び歩行者と自動車を分離する計画とし、道路幅員を12mから14mに変更を行う。

区間 11-2 坂都 14号線【県決定】
 有効性が低く、コンパクトシティの形成及びネットワークとしての実現性において課題があり廃止候補とする。

変更-1 坂都 1号線【県決定】
 整備済区間であるが、整備に向けた詳細な検討において国のガイドラインなど近年の動向も考慮するなかで、既定都市計画道路線とわずかに線形が異なった区間であり、現道に合わせた都市計画道路の変更を行う。

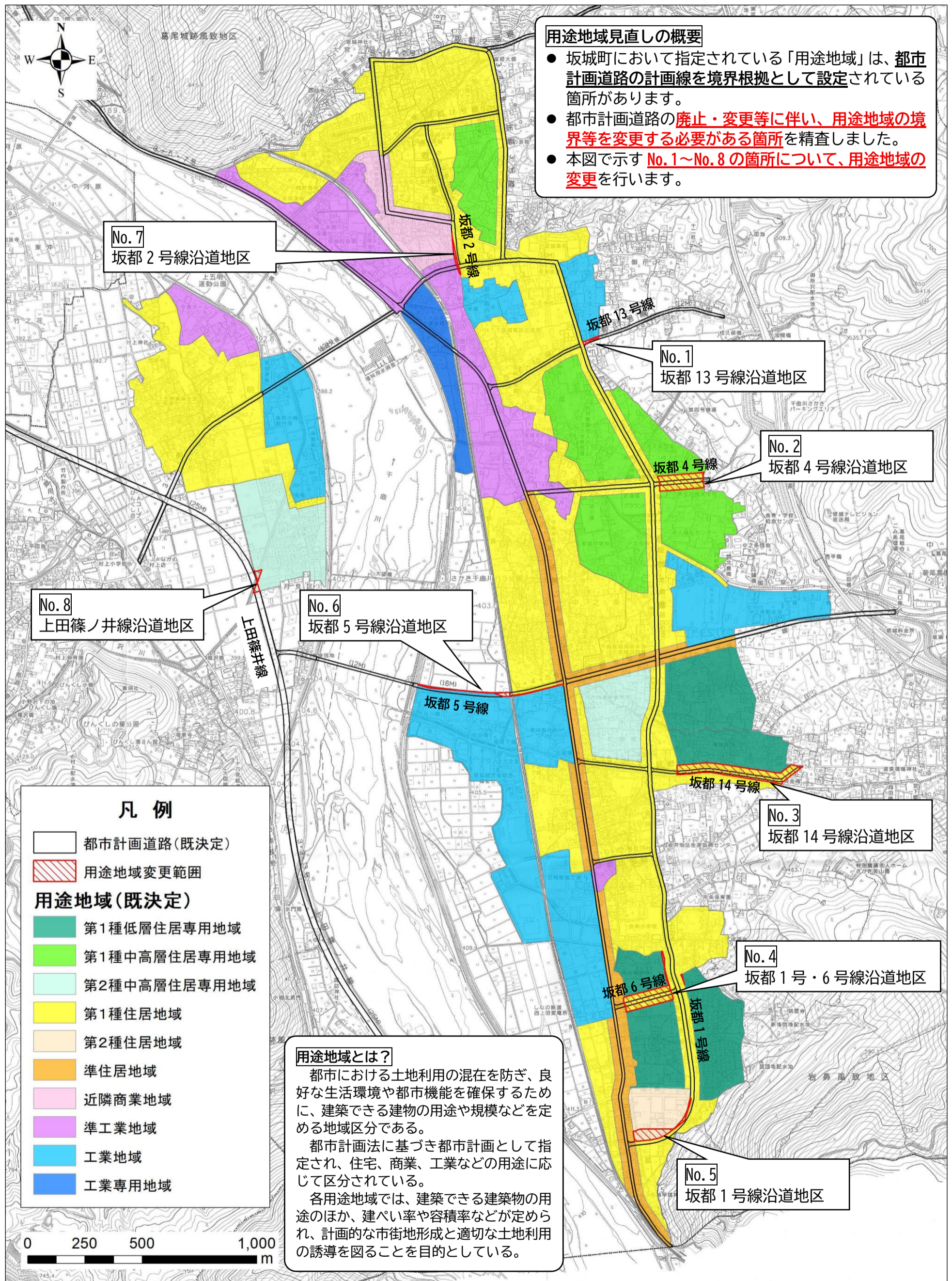
区間 6-1 坂都 6号線【県決定】
 有効性が低く、コンパクトシティの形成において課題があり廃止候補とする。

区間 1-7 坂都 1号線【県決定】
 有効性が低く、本区間の北側に16mの町道（町道 A01号線）があり、代替路として機能することから町道 A01号線へ路線変更を行う変更候補とする。

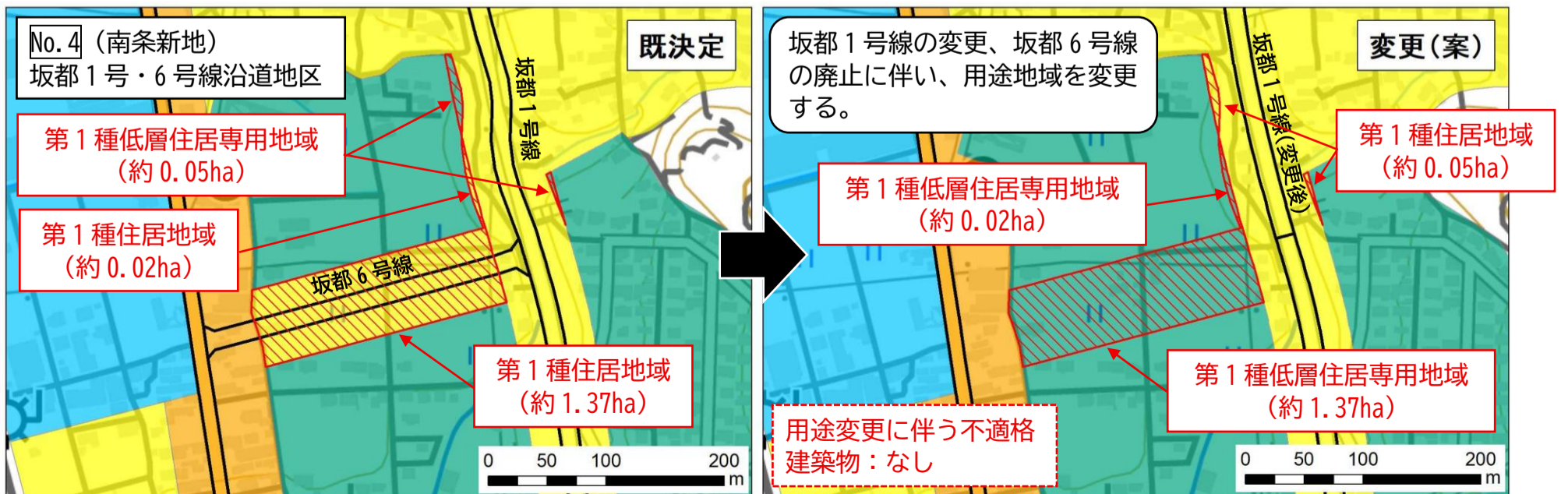
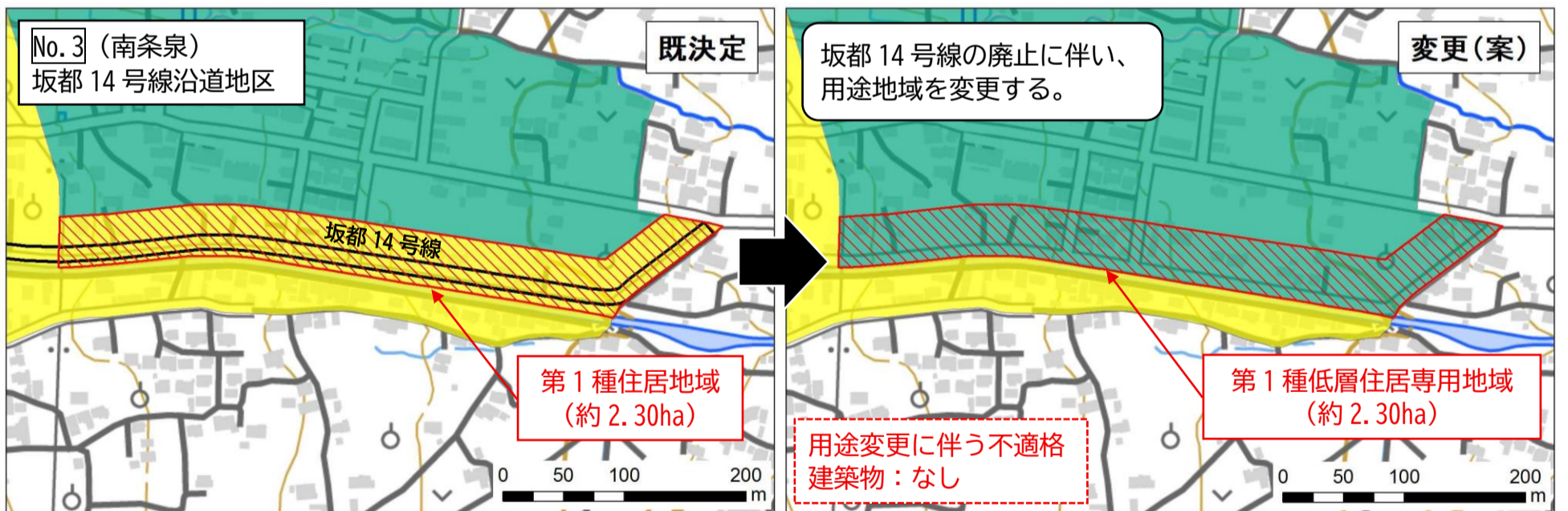
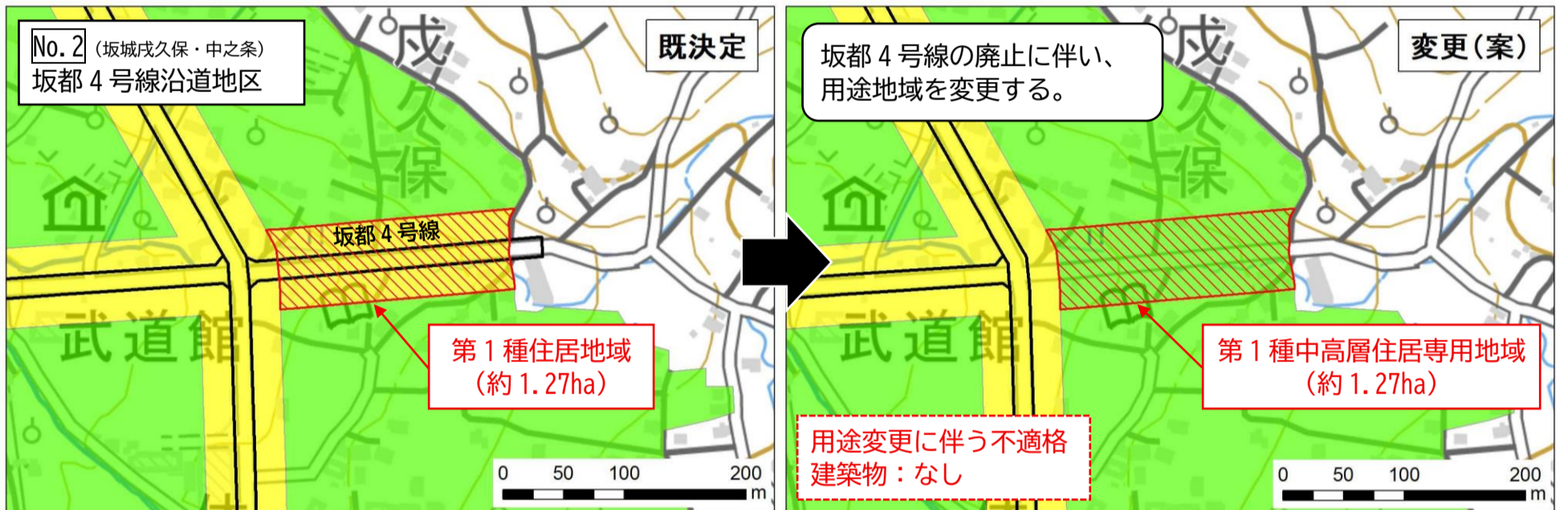
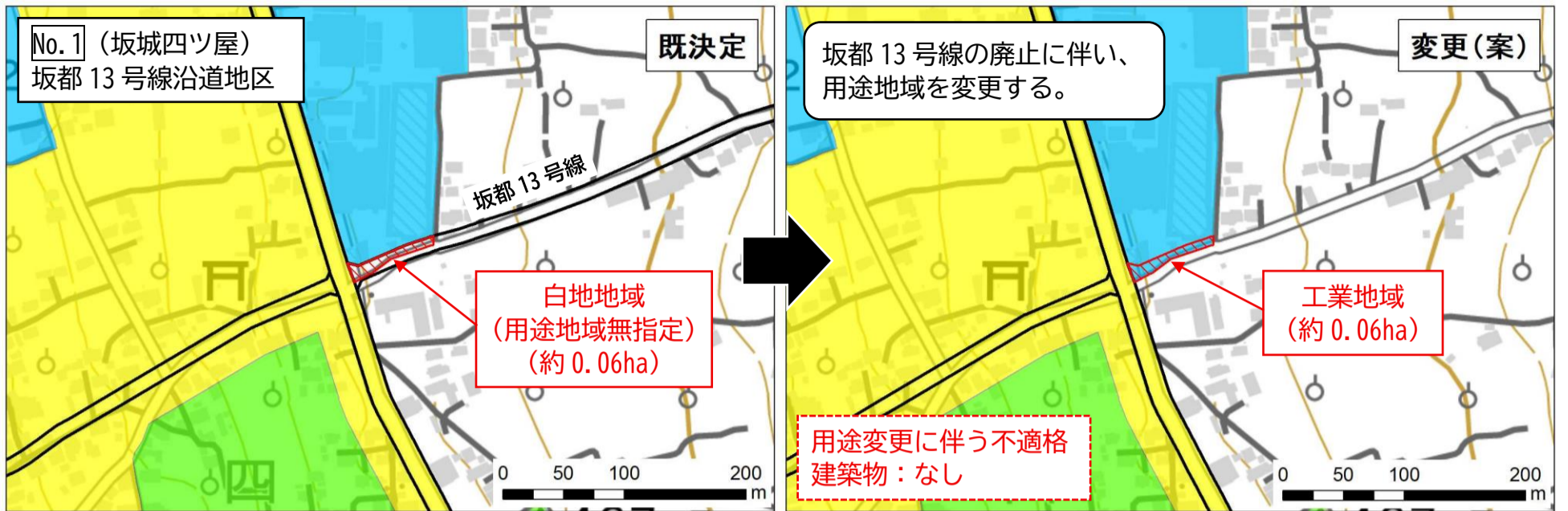
- 凡 例**
- 未整備都市計画道路見直し案
 - 存続候補
 - 廃止候補
 - - - 変更候補(変更前)
 - その他都市計画道路
 - 都市計画道路の変更案
 - 変更区間

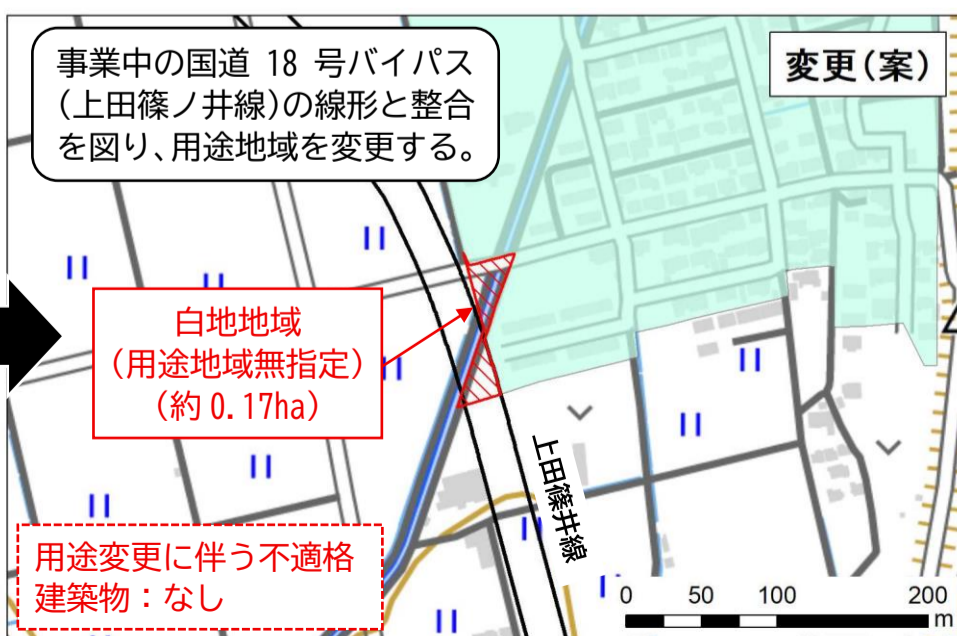
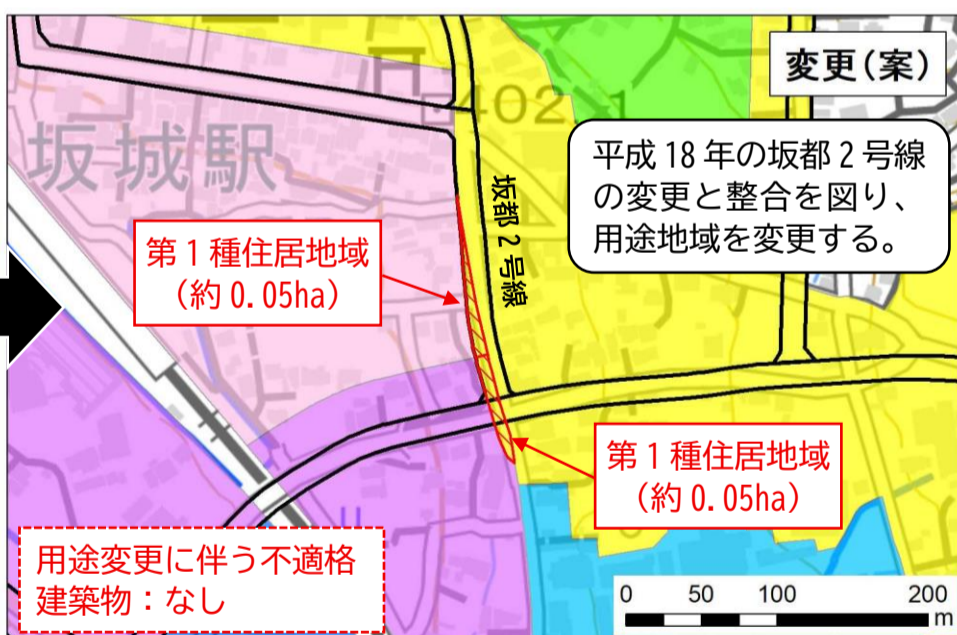
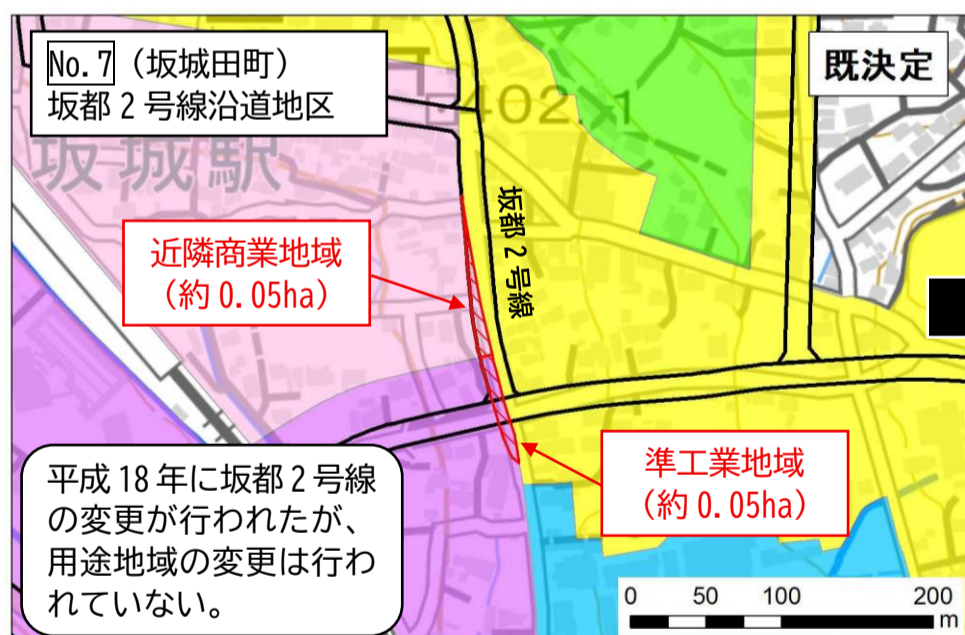
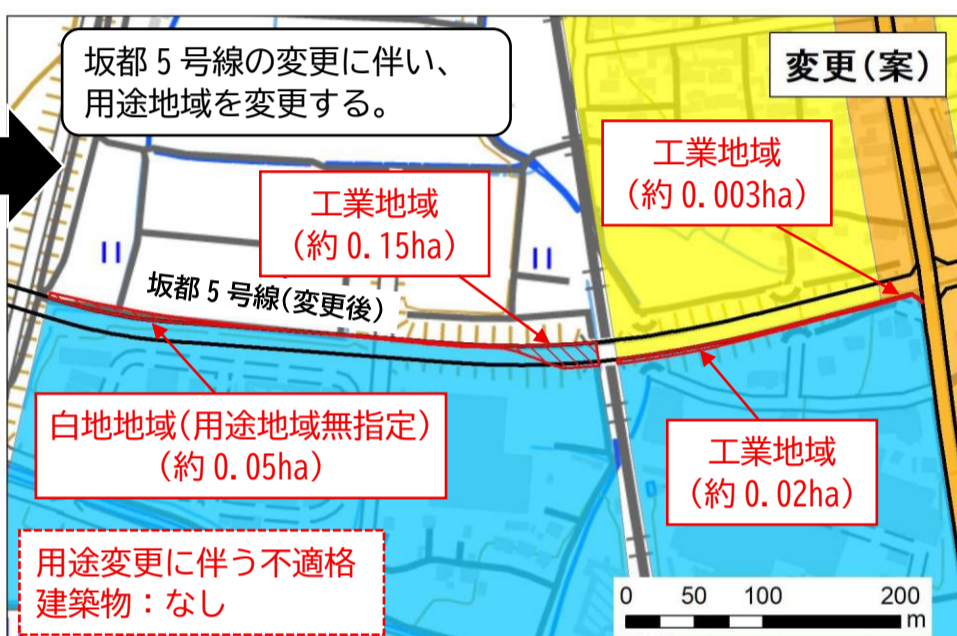
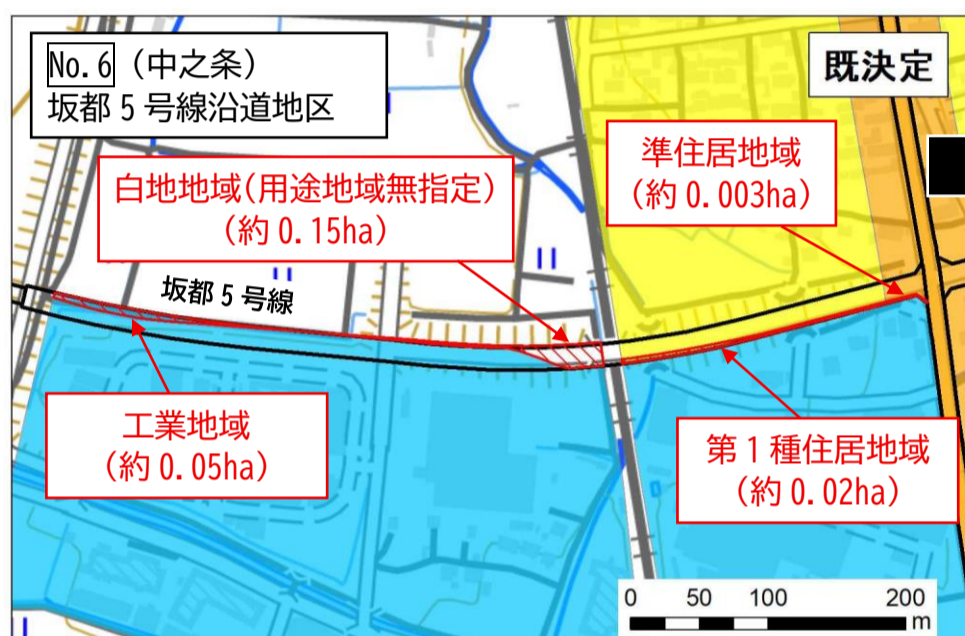
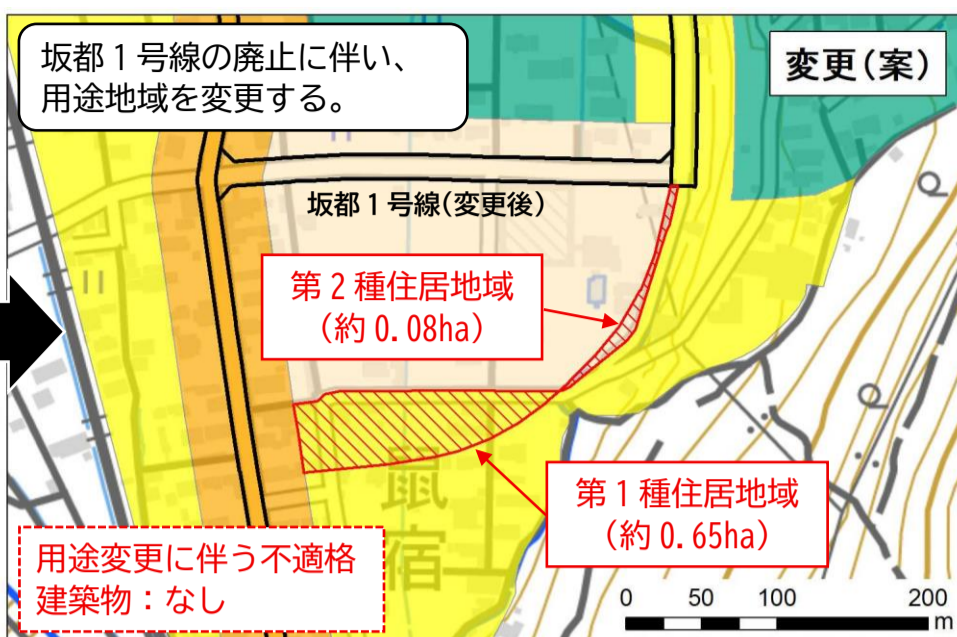
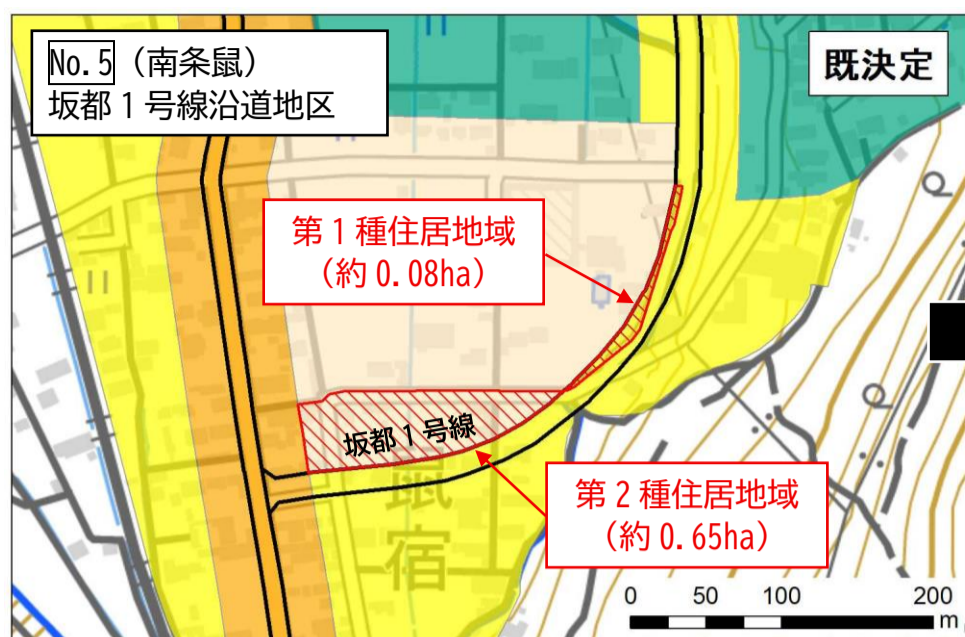


◆ 8. 用途地域見直し変更（案）【都市計画道路見直し等に伴う用途地域の変更案】



◆ 9. 用途地域新旧対照図 (案) 【No.、図中の色分けは前ページと対応】





◆ 10. 今後の予定

令和8年5月 8日 意見募集・取りまとめ
～22日

令和8年6月14日 住民説明会の実施

令和8年7月以降 関係機関との協議・調整、都市計画法に基づく手続き